



平成 21 年 5 月 20 日

各位

会 社 名 株式会社エス・エム・エス  
代 表 者 名 代表取締役社長 諸藤周平  
(コード番号：2175 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役 阿久根 聡  
(連絡先：03-5730-1066)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更を、平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 6 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加・変更するものであります（変更案第 2 条）。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定または文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります（変更案第 7 条、第 8 条および附則）。
- (3) 取締役の経営責任が事業年度に対応するものであることを明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体質を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、所要の変更を行うものであります（変更案第 19 条）。
- (4) 上記のほか、文言の明確化および上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2 変更内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者入居施設利用権の販売代理業</li> <li>2. 広告、宣伝に関する企画ならびに制作</li> <li>3. 労働者派遣事業</li> <li>4. 有料職業紹介業</li> <li>5. 不動産の売買・交換・貸借およびその仲介ならびに所有・管理および利用 (新設)</li> </ol> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>6.</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者入居施設利用権の販売代理業</li> <li>2. 広告、宣伝に関する企画ならびに制作</li> <li>3. 労働者派遣事業</li> <li>4. 有料職業紹介業</li> <li>5. 不動産の売買・交換・貸借およびその仲介ならびに所有・管理および利用</li> <li><u>6.</u> <u>コンピュータシステム・ソフトウェア</u> <u>およびインターネット上のホームページの企画、開発、設計、運用、保守、販売およびデータ等の処理ならびにこれらを活用した業務支援</u></li> <li><u>7.</u> <u>インターネットを活用した情報提供サービス業</u></li> <li><u>8.</u> <u>ITに関するコンサルティング</u></li> <li><u>9.</u> <u>書籍・雑誌・その他出版物の企画、制作、出版および販売</u></li> <li><u>10.</u> 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p>

<p>(株券の発行)</p> <p>第6条 <u>当会社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>③ <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、株主提案権行使の手続その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第10条～第19条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、株主提案権行使の手続その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条～第18条 (現行どおり)</p>
---	---

<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>第 21 条～第 32 条 (条文省略)</p>	<p>第 20 条～第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第 32 条 監査役および補欠監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>第 34 条～第 48 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 33 条～第 47 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録その他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定める株式取扱規程による。</p> <p>第 3 条 本附則第 1 条及至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>

### 3 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 19 日 (金)

定款変更の効力発生予定日 平成 21 年 6 月 19 日 (金)

以 上